



市内局番を確かめておかけください

南あわじ市役所
総合窓口センター
緑 庁舎 ☎44-3001
西淡庁舎 ☎37-3011
三原庁舎 ☎43-5021
南淡庁舎 ☎50-3031

【中央庁舎】
議会事務局 ☎43-5005
市長公室 ☎43-5002
総務部
総務課 ☎43-5001
防災課 ☎43-5006
情報課 ☎43-5003
さんさんネット ☎43-2345
選挙管理委員会事務局 ☎43-5004

【緑庁舎】
健康福祉部
福祉課 ☎44-3002
長寿福祉課 ☎44-3005
保険課 ☎44-3003
健康課 ☎44-3004
少子対策課 ☎44-3040

【西淡庁舎】
産業振興部
商工観光課 ☎37-3012
企業誘致課 ☎37-3046
水産振興課 ☎37-3013
都市整備部
管理課 ☎37-3014
建設課 ☎37-3015
都市計画課 ☎37-3016
教育委員会(教育部)
教育総務課 ☎37-3017
学校教育課 ☎37-3018
人権教育課 ☎37-3019
生涯学習文化振興課 ☎37-3020

【三原庁舎】
市民生活部
市民課 ☎43-5023
税務課 ☎43-5022
収税課 ☎43-5034
生活環境課 ☎43-5024
農業振興部
農林振興課 ☎43-5025
農地整備課 ☎43-5026
地籍調査課 ☎43-5027
農業共済課 ☎42-6210
農業委員会事務局 ☎43-5029

【南淡庁舎】
財務部
財政課 ☎50-3033
管財課 ☎50-3034
下水道部
企業経営課 ☎50-3036
下水道課 ☎50-3039
下水道加入促進課 ☎50-3041
会計課 ☎50-3040
監査委員事務局 ☎50-3050

市営分譲宅地の販売

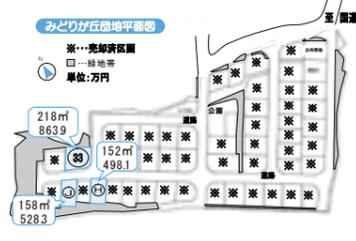
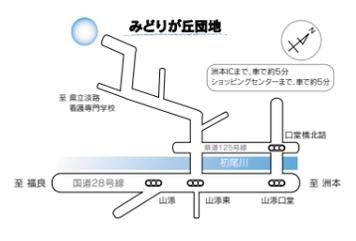
みどりが丘団地
松帆西路団地

市営分譲宅地の販売区画数が、残りわずかとなりま

詳細な資料もご用意しています。お気軽にお電話ください。
☎企業誘致課 37・3046

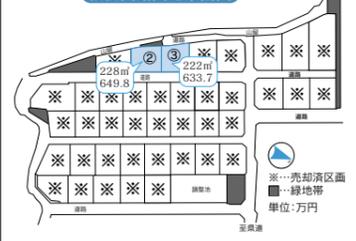
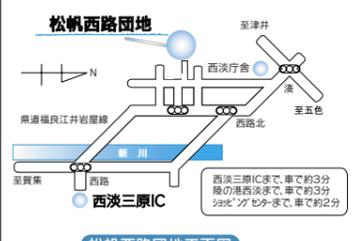
▼みどりが丘団地

区画数	3区画(約152~218㎡)
販売価格	498.1~863.9万円
単価(㎡)	32,700~39,500円



▼松帆西路団地

区画数	2区画(約222,228㎡)
販売価格	633.7万円, 649.8万円
単価(㎡)	28,500円

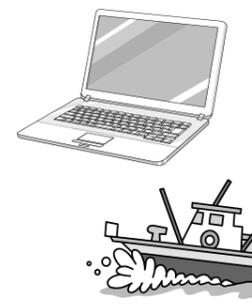


固定資産税の対象となる償却資産の申告

申告期限 1月31日(木)
対象 固定資産税の対象となる償却資産をお持ちの人。平成25年1月1日現在の状況を申告するに申告している人。年末に申告書を送付しますので、変更の有無を申告してください。

《具体例》小売業の陳列・自動販売機・看板・レジスター、飲食店の厨房設備・テレビ、製造業の製造機械・受電設備・構内舗装、農業の野菜収穫機、漁業の漁船・巻上機など
※家屋や自動車、特許権のような無形減価償却資産は対象となりません

申告先 総合窓口センター
または税務課
☎43・5022



国民年金についてのお知らせ

国民年金は、全ての公的年金の基礎となるものです。日本国内に在住の20歳から60歳までの人は、公的年金に加入することが法律で義務付けられています。20歳になったら、忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう。

国民年金の加入手続きは市役所各総合窓口センターで行えます。

国民年金の加入料は、月額1万4980円(平成24年)です。現金で納付する場合は、日本年金機構から送られる納付書を使用して、銀行等の金融機関やコンビニ等でお支払いください。なお、保険料をまとめて前払いすることにより割引される前納制度や便利な口座振替制度などもあります。

納付の免除制度について
所得が少なく保険料を納めることが困難な20歳以上の学生については、学生納付特例制度という保険料の

年金相談
日時 2月1日(金)
午前11時~午後3時
場所 南淡公民館
※要予約・先着36人
☎市民課 43・5023

確定申告書等作成コーナー

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税、消費税の申告書や青色申告決算書などを作成できます。

作成したデータはe-Tax Xを利用して提出できます。※平成24年分から贈与税の申告書の送信ができるようになります

☎洲本税務署 24・1212

事業主の人は給与支払報告書の提出を

事業主は従業員や雇人に対し、給与等を支払った場合は、支払いを受けた人ごとに、その年の支払額等を記入した給与支払報告書を、各市区町村へ提出することになっています。

提出期限 1月31日(木)
提出先 支払いを受ける人が1月1日現在に居住する市区町村

提出方法 郵送または税務課総合窓口センターに持参

●注意事項
「総括表」と「個人別明細書」をあわせて提出
※特別徴収分と普通徴収分を区分してください
扶養親族等がある場合は、☎0570・0814509

税務署からのお知らせ

「e-Tax」利用によるメリット
①平成24年分申告で最高3000円の税額控除(平成19年から24年分の間でいずれか1回)
②添付書類の提出省略
③還付が早い
④事前に届出した口座から簡単に納付できるダイレクト納付が利用可能
個人で事業等を行う人へ法律改正により平成26年1月から、個人で事業や不動産貸付等を行うすべての人は「記帳と帳簿等の保存」が必要になりました。

※記帳・帳簿等の保存制度や記帳内容の詳細は、国税庁ホームページに掲載されていますのでご覧ください
☎洲本税務署 24・1212

謹賀新年

新しい年がスタートいたしました。昨年も暗いニュースが多くて閉塞感が漂っていましたが、2013年はみんなが笑える明るい一年になってほしいですね。黄色い看板の街の車屋は、今年も皆様のカーライフをサポートしていきたいと思っております。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

兵庫県自動車整備振興会 南あわじブロック

プロの証 近畿運輸局長認証
自動車分解整備事業

welcome to oasis